

「国債の発行等に関する省令等の一部を改正する省令案」の概要

1. 改正の趣旨

国債の入札等は日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」）を利用した電子情報処理組織を使用して行っているところ、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、日銀ネットにおいて国債の入札参加者等がリモート環境から接続することを可能とすることを予定しています。

上記に伴い、国債の入札等を規定した「国債の発行等に関する省令」（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）その他 2 省令について、リモート環境での国債の入札等が可能となるよう改正するほか、所要の規定の整備を行うこととします。

2. 改正の概要

- 「〇〇に設置された」を「〇〇の使用に係る」に改正
- 「入出力装置」を「電子計算機」に改正
- 「入力者識別カード」の削除

3. 今後の予定

令和 4 年 8 月中に改正省令を公布・施行